

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
岡谷市スポーツ施設の開放に伴う使用指針について

(改訂) 令和2年6月26日

(改訂) 令和2年7月28日

(改訂) 令和2年9月28日

(適用) 令和2年10月1日

スポーツ振興課

1 スポーツ施設の開放再開に伴う基本的事項について

(1) スポーツ施設を使用するすべての利用者

- ①体温測定^{*1}、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は使用禁止
- ②手洗いや手指の消毒の徹底
- ③咳エチケットの徹底
- ④密閉、密集、密接の回避
- ⑤こまめな施設の換気
- ⑥来館者の安全を確保するため、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際
や会話をする際には、すべての方のマスク着用の徹底
※ただし、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする
- ⑦ソーシャルディスタンス(2m以上)を意識した行動とする。(競技中は除く)
- ⑧使用中に大きな声での会話や応援等の禁止
- ⑨同居家族や身近な知人、職場に感染が疑われる方がいる場合は使用禁止
- ⑩過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、
地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった方の使用禁止
- ⑪使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管
理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること
- ⑫各事項及び指定管理者等からの指導等が遵守できない利用者については、他の使
用者等の安全を確保する等の観点から、施設の予約の取り消し及び途中退場を求
めることがある

2 スポーツ施設の使用制限について

(1) 使用人数の制限

- ①2A, 2B会議室の使用については、概ね35名までとする。
- ②第1会議室の使用については、概ね30名までとする。
- ③運営室の使用については、概ね15名までとする。
- ④西体育館(スワンドーム)については、在室人数を800名までとする。
(アリーナ及び観覧席)

- ⑤東体育館については、在室人数を 250 名までとする。(アリーナ及び観覧席)
- ⑥柔剣道場については、在室人数を 100 名までとする。
- ⑦屋外施設(庭球場、球場、川岸スポーツ広場、湖畔広場)については、人と人との距離を十分に確保すること。(できるだけ 2m)
- ⑧プール 1 コース分に対する個人及び専用使用については、概ね 15 名までとする。
- ⑨更衣室の使用については、在室人数を概ね 10 名までとする。(水泳プールは除く)

(2) スポーツ施設の制限

- ①市民総合体育館、市営庭球場、市営球場、市民水泳プール、やまびこ国際スケートセンター等に整備されている観覧席については、必要に応じて使用を制限する。
- ②給水器については、当面の間使用禁止とする。
- ③シャワー室の利用については、窓口にて受付を行ったうえ使用可能とする。
(利用後には室内の消毒等を行うこと)
- ④体育館窓口のスポーツ用具(ボール等の一般用具)の貸出については、当面の間使用禁止とする。
- ⑤ニュースポーツ用具については、本体育館内で使用する場合のみ貸出可とし、館外への用具の持ち出しについては禁止とする。
- ⑥トレーニングルームの使用については、下記のとおりとする。
 - ア. 在室人数は概ね 15 名とする。
 - イ. ランニングマシン、エアロバイクについては、1 台空けて使用すること。
 - ウ. 各トレーニングマシンの使用後は、備え付けのペーパータオルと消毒液での拭き取りを実施すること。
 - エ. 血圧計、体重計等については使用禁止とする。
 - オ. ロッカーは、1 つ空けて使用すること。
- ⑦市民水泳プールの採暖室の使用については、下記のとおりとする。
 - ア. 在室人数は 6 名までとする。
 - イ. 入浴時間は 5 分以内を目安に利用とする。
(詳細については市民水泳プールにてご確認ください。)

※1 37.5℃以上の方は使用禁止とする。